

東京都板橋区公共基準点使用事務取扱要綱

(平成19年3月9日区長決定)

(要旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき、板橋区が管理する板橋区公共基準点（以下「公共基準点」という。）の使用にあたって必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、法の規定に基づき、板橋区が管理する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 2級基準点
- (2) 3級基準点（相当精度の基準点を含む。）
- (3) 4級基準点（相当精度の基準点を含む。）

(管理)

第3条 公共基準点の管理の所管は、土木部管理課とする。

(公共基準点の使用について)

第4条 公共基準点を使用して測量を実施しようとする者は、板橋区公共基準点使用承認申請書兼承認書（別記様式第1号）を事前に区長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 区長は、使用承認申請の内容に支障がないと認めるときは、板橋区公共基準点使用承認申請書兼承認書（別記様式第1号）により、公共基準点の使用を承認する。
- 3 前項の規定により使用の承認を受けた者は、公共基準点の測量作業の際は、板橋区公共基準点使用承認条件に基づき公共基準点を使用するものとする。
- 4 使用の承認を受けた者は、公共基準点の使用後に、板橋区公共基準点使用報告書（別記様式第2号）を区長へ提出し、使用結果を報告するものとする。
- 5 区長は、公共基準点の管理を適正に行うために板橋区公共基準点使用台帳（別記様式第3号）を整備する。
- 6 建物の屋上に設置された公共基準点の使用は、土木部管理課が実施する改測時で地上点設置による測量及び点検の場合に限るものとし、他の使用は原則として認めない。ただし、やむを得ない場合は、土木部管理課と協議することとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項の取扱いについては、土木部長が定める。

付 則

(施行月日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行月日)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

(施行月日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

板橋区公共基準点使用承認申請書兼承認書

(宛先) 板橋区長

住 所
申請者 氏 名
電 話

板橋区公共基準点を次の目的で使用したいので申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	承 認 日 から 年 月 日 まで	
測 量 地 域		
使 用 基 準 点		
測 量 の 種 類 方 法	トータルステーション・トランシット・その他()	
測 量 計 画 者	名 称	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ
	担 当 者 名	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 内線
測 量 作 業 者	名 称	<input type="checkbox"/> 測量計画者に同じ
	作 業 責 任 者 名	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 内線

板橋区公共基準点の使用について、裏面条件を付して承認します。

板土管使第 号
年 月 日

板橋区長

板橋区公共基準点使用承認条件

- 1 立入りの具体的方法は当区の公共基準点管理者の指示に従うこと。
- 2 万一、基準点本体及び立入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原型に復旧すること。
- 3 使用完了後に使用報告書を提出すること。
- 4 測量作業者は、立ち入る施設の管理者に作業目的、測量計画者名、測量作業者名、連絡先等を記した依頼文書を提出し、協力を求めること。立ち入る施設の管理者が承諾しない場合は、施設内には立入らないこと。
- 5 施設に立ち入る場合は事前に電話連絡を行い、承諾を得た上で立ち入ること。
- 6 測量作業者は、使用承認書を常時携帯すること。
- 7 測量作業者は、作業時に作業目的等を明示した腕章を着用すること。

公共基準点管理者
板橋区土木部管理課台帳整備係
電話03(3579)2506

年 月 日

板橋区公共基準点使用報告書

(宛先) 板橋区長

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり公共基準点の使用結果を報告します。

使用基準点	使用日	基準点 の状態	異状の理由	備考

(※) 使用承認書に付された番号を記載すること。

(注1) 基準点の状態は、基準点に異状がなければ○、異状があれば×を記入すること。

(注2) 基準点に異状がある場合は、その理由を記入すること。

(様式第3号)

板橋区公共基準点使用台帳

事案番号

板土管使

番号	申請日 使用期間	申請者	基準点	承認書発行年月日	異状の有無 その他
				使用報告年月日	